

平成 30 年 6 月 1 日
開 会 15 時 00 分

○桃村議長

みなさんこんにちは。議会開会前に、事務局から正副組合長交代の件と人事異動に伴う職員の紹介を行います。 神山事務局長。

○神山事務局長

お疲れ様です。事務局長の神山です。議会の開会に先立ちましてご報告申し上げます。ご案内のとおり 5 月 20 日をもちまして前任の谷井組合長の任期が満了となり退職されました。翌日の 5 月 21 日から福津市の原崎市長が組合長、宗像市の伊豆市長が副組合長に就任されておりますのでご紹介いたします。自己紹介をお願いいたします。

○原崎組合長

5 月 21 日より前任の谷井組合長に代わりまして、宗像地区事務組合組合長を務めることになりました。よろしくお願いいいたします。構成市の宗像市、福津市からそれぞれ 8 名の議員で構成されておりまして、この宗像管内市民の命であります水、そして命を守る消防、急患センター、市民生活に重要なし尿処理施設等々、命を守る重要な事業を行うのがこの事務組合です。どうかこれからも事務組合の皆様と議員の皆様と一緒にしっかりと政策提言を市民の安全、安心のために私も頑張る所存でございますのでよろしくお願いいいたします。

○伊豆副組合長

この度、谷井市長の後任として皆さんとともに市政を担うようになりました伊豆美沙子と申します。そのことにより副組合長という大役を担うことになりました。どうぞよろしくお願いいいたします。

○神山事務局長

続きまして、4 月 1 日の人事異動により事務局、消防職員が代わっておりますので紹介させていただきます。

(事務局及び消防職員紹介)

○桃村議長

ただいまの出席議員は、議員定数 16 名中 16 名で定足数に達し、議会は成立いたしましたので、平成 30 年第 1 回宗像地区事務組合議会臨時会を開会いたします。

これより会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付しているとおりです。

日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 85 条の規定により、5 番、伊達正信議員。6 番、井上聰議員。を指名いたします。

日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日限りといたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(なしの声)

○桃村議長

ご異議なしと認めます。よって会期は本日限りと決定いたしました。

日程第 3、諸報告に入ります。原崎組合長。

○原崎組合長

平成 30 年第 1 回議会臨時会を招集いたしましたところ、ご出席をいただきありがとうございます。本日の議案を簡単にご説明いたします。

第 17 号議案として、現在代表監査委員である外園監査委員の任期が 5 月 18 日までとなっておりますので、新たに「監査委員の選任」について、同意をお願いするものでございます。

第 18 号議案として、宗像消防署に配置する救助工作車購入に伴い、議会の議決に付すべき財産の取得となることから関係条例の規定により、議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、事務局長から議案の中で説明させますので、最後までよろしくご審議の程、お願い申し上げまして、諸報告とさせていただきます。

○桃村議長

日程第 4、第 17 号議案「監査委員の選任について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。神山事務局長。

○神山事務局長

第 17 号議案について説明をいたします。

第 17 号議案 「監査委員の選任について」宗像地区事務組合監査委員に次の者を選任することについて、同意を求める。

平成 30 年 6 月 1 日提出 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

住 所 宗像市自由ヶ丘 5 丁目 25 番地 16

氏 名 外 園 豊 (ほかぞの ゆたか)

生年月日 昭和 24 年 8 月 23 日 次に提案理由でございます。

宗像地区事務組合監査委員として選任することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものである。

この度、代表監査委員として 4 年間、ご尽力いただきました外園豊氏が、平成 30 年 5 月 18 日を持ちまして任期満了となりましたが、引き続き監査委員への就任をお願いしたく本議案を提出するものです。参考資料として、経歴を記載しておりますので、ご確認願います。以上で、第 17 号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○樋村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 14 番、永島直行議員。

○永島議員

任期は 5 月 18 日までという事ですが、今日は 6 月 1 日でその間、監査委員は誰もいなかつたという事ですか。なぜ 2 月定例会に出せなかつたのですか。それと宗像市の方という事で、福津市の方も探されたのかどうか、福津市も適任の方がおられますか、また 4 年間同じ方がされるのか、その 2 点をお願いします。

○樋村議長

安部総務課主幹。

○安部主幹

監査委員の規定につきましては地方自治法第 197 条に監査委員の任期は、途中端折りますが 4 年とするということで、但し後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げないという規定があります。次の監査委員さんが決まるまでは継続してその職務を行うという事になっています。

○原崎組合長

2 つ目の質問にお答えします。監査委員を福津市でも探されたのかという事ですが地方公共団体における監査委員制度ですが、最近では監査委員さんの仕事のあり方が非常に重要になっております。事務組合においては定例会が 10 月と 2 月になっております。10 月の定例会は主たる審議内容は決算が中心となっております。今年の 10 月の議会は平成 29 年度の決算で監査意見書を付して監査報告をして頂きます。29 年度の事業の予算の執行状況をしっかりと見てこられたのは福田監査委員と外園代表監査委員だと思います。本年 10 月の決算議会で報告いただくのは 29 年の監査を見てこられた監査委員であるべきだと考えました。ただここで悩みが生じます。任期が 4 年ございます。また 4 年後に改正の時期が参ります。これ以外に議会の同意の承諾は頂けません。少なくとも近々に迫っております 10 月の決算議会ではしっかりと代表監査委員の外園様に監査報告して頂きたく思いまして、引き続き監査委員をお願いして議会の皆様の同意を求めるものです。

○桝村議長

永島議員。

○永島議員

第1問目の2月になぜ出来なかつたのかとお伺いしたのですが、任期が切れるのは決まつていたのに、2月に出すか、それまでに臨時議会を開くか、地方自治法ではそうなつてはいるでしょうが、結局、事務局がさばけなかつたという事ですかね。当然5月18日は分かっているからその前に出すべきですよね。自治法がそうなつてはいるからそうしましたというの理由にならないと思いますが。

○桝村議長

神山事務局長。

○神山事務局長

議員ご指摘のとおり2月に5月の監査委員さんの選任議題を出すことについては議論があつるかと思いますが、通常、臨時議会というような形で契約関係もありますし、その時期に合わせて、今回も提案させて頂いたという事で他意はありません。先ほど申しましたとおり、5月18日に任期が切れていることも、地方自治法上、監査委員さんの資格が途切れることはないと解釈いたしておりますので、不都合はないと考えております。以上です。

○桝村議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

○桝村議長

これをもちまして質疑を終結いたします。本件は人事案件ですので、討論は省略いたします。これより第17号議案について、採決を行います。

本案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○桝村議長

全員賛成です。よって第17号議案は原案のとおり決することに決定いたしました。

同意を受け選任されました外園氏に一言ごあいさつを受けたいと思いますので、外園氏の入室を許可します。

○外園監査委員

外園でございます。前期に引き続き監査委員をさせて頂きます。これからも皆様のご

要望に応えられるように頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○樋村議長

外園監査委員はご退席してください。

日程第5、第18号議案「財産の取得について」についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。神山事務局長。

○神山事務局長

第18号議案について説明をいたします。

第18号議案 「財産の取得について」次のとおり財産を取得するものとする。

平成30年6月1日提出 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

1 取得する財産の種類等 救助工作車 1台

2 取得価格 1億3,932万円（うち消費税及び地方消費税の額1,032万円）

3 契約の相手方 福岡市中央区長浜二丁目3番40号

愛知ポンプ工業株式会社 代表取締役 緒方健一

次に提案理由でございます。宗像消防署に配置する救助工作車（1台）を購入するため、平成30年5月18日、随意契約により契約の相手方を定めたが、その者と物品売買契約を締結するに当たり、宗像地区事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成19年宗像地区事務組合条例第29号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議会の議決に付すべき契約案件のうち、動産の購入については、予定価格2,000万円以上のものが対象となることから、本議案を提出しております。

随意契約となった経緯ですが、指名に当たっては15社を指名し、入札をその場で3回実施しましたが、落札に至らなかったことから、本組合の入札のルールに従い、3回目の最低入札事業者である愛知ポンプ工業株式会社から見積書の提出を受けたところ、予定価格を下回ったため、随意契約により仮契約を締結しました。

これは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号、「再度の入札に付し落札者がないとき」に認められる随意契約であります。別紙で、救助工作車の概要及び入札結果を配付しておりますので、ご確認願います。

以上で、第18号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○樋村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。13番、石松和敏議員。

○石松議員

本議案は1億3千万強の財産取得の入札ですから、事務局長から説明がありました

が、指名業者 15 社の指名競争入札ですが、このくらいの金額になりますと指名というより、一般競争入札で幅広く公募するというのが一般的だらうと思いますが、なぜ指名競争入札にしたのかが 1 点。

入札の結果は手元に資料がありますが、3 回目でも落ちなくて、落ちないというのは予定価格を上回っていたので、近い業者さんに見積を頂いたという事でしょう。これは条例規則では 1 社からの見積でいいのですが、ここで聞きたいのは 3 回入札をして落札しなかったというのは、何か問題があるのではないか、通常であれば仕様書を見直し、後日、再度入札をするという事が私は妥当な選択ではなかったかと思いますが。当日これはやっていますね。随意契約については色々疑われる可能性があるので、それを無くすために広く一般競争入札をするのが本筋ですが、それをされなかった。

それと資料を見ますと入札日時は 5 月 18 日、10 時、仕様書配布は 5 月 16 日、通常考えて 1 億 3 千万の入札をする業者は 1 カ月とか時間的猶予がないと積算できないと思います。出来合いのものクラウンとかレクサスとかは型式がわかれればできるでしょうが、こういう特殊車両はできないと思っているのですが、それがなぜ 2 日間の猶予で入札ができるのか、そのことを教えて頂きたい。

4 番目ですが、契約事務規則にのっとって事務手続きは行ったと先ほど局長から伺いましたが、今何点か言ったことを明らかにしてほしい。

○桃村議長

神山事務局長。

○神山事務局長

一般競争入札の導入についてですが、ご指摘のそういう方法もあろうかと思います。それを含めて今ご指摘のありました 5 月 16 日の仕様書配布の日付についても調べさせていただきたいと思います。

○桃村議長

中山企画財政係長。

○中山係長

いくつかありますまず一つ、今回 3 回入札して落札せず、1 回の見積もりで契約に至ったのですが、議員おっしゃる通り落札しない場合に仕様書を見直して再入札の場合もあります。事務組合の場合の入札のルールとしましては、3 回その場で入札、落ちない場合は最低価格の業者に見積を頂き、そこで不調になった場合は設計を見直す、業者さんを入れ替える等は、実際に組合でもやっていることです。

その場で業者さんが札を 4 回提出してもらうことになりましたが、金額に折り合いが

ついたためにルール通り設計の見直しは必要なく、一度の入札会で契約に至っております。

一般競争入札をなぜ行わなかったのかについてですが、一般競争入札を行うに当たりましての大前提は、宗像地区事務組合入札への参加資格登録があるかという事です。その登録が多数ある場合は一般競争入札をして幅広く募集をすることが望ましい契約の方法であろうと思います。しかし今回消防車の購入ですけれども、過去を含めまして、業界がかなり狭い世界、特殊車両というところで、ある程度製作可能な事業者の把握ができておりましたので、一般競争入札で広く募集するのと同じような全社指名をすることで競争性が保たれるであろうという判断から指名競争入札しております。

もう1点、お配りした資料、仕様書の配布日5月16日の日付が間違っております。実際は4月26日で訂正をさせて頂きます。申し訳ありませんでした。

○樋村議長

石松議員。

○石松議員

確認をしたいのですが、一般競争入札もできると先ほど事務局長も言われましたがこの金額だと一般競争入札がベストチョイス、今係長さんはこの業界は狭い業界だから、一般競争入札にはそぐわないから指名にしたと言われましたが、指名という事は発注者側から恣意的に選ぶわけです。A社、B社、C社・・・と。その小さな枠の中で、ですからここにいろんな問題が有り得る。国は一般競争入札がベストだと、但し、ケースバイケース、指名競争入札もありうる。これは金額をベースにしていますね。

事務組合も建設なんかは、5,000万以上は一般競争入札だと思います。それ以下は指名だと思います。今回の案件は財産の取得です。けれど私の感覚では同じような意味合いを持っています。なぜかと言えば2,000万以上は財産の取得は議会の議決をもらわないと執行できない。という事を考えれば、2,000万以上の財産取得は一般競争入札がベストだと。今、私が聞いた範囲では、最初から指名競争入札と決めていたようですね。これを一般競争入札にすると今たまたま15社ですけど、一般という事になると公告を広くする。これは2月20日に予算は通っていましたね。4月26日だと2か月間あるので色々な準備手続きができるはずです。それをやらずに始めから指名競争入札に決めていい。それは事務局には申し訳ないけど、一般市民から見たときに何かあったのではないかと疑われても仕方がない今回の手続きではないかと思うのですが、その点について組合長さんどうお考えですか。

○樋村議長

原崎組合長。

○原崎組合長

ただいま、石松議員さんから貴重なご指摘をいただきましたが、一般競争入札、指名競争入札、それぞれに善し悪しがあると思います。石松議員が言われた 2,000 万以上は議会の議決が必要、もしくは 5,000 万以上は一般競争入札がふさわしいと。しかし今係長が申しました、業界が狭い、3 回の指名競争入札が不調であったと、価格の設定が仮に一般競争入札であっても、このような事態、不調が生じた可能性があるかもしれませんと、私は思わないかもしれません。価格の設定が低くそれに見合う業者が 1 社もなかつたという事で成立しなかった。けれど限りなく近い数字で法律に基づいて契約締結することができたという事でご理解賜りたいと思います。ただ今後は財産取得の金額が大きいものにつきましては一般競争入札がふさわしいのか、指名競争入札がふさわしいのか、業界の数にもよりますが、私も組合長としてしっかり精査して取り組んでまいりたいと思います。

○梶村議長

石松議員。

○石松議員

今、組合長から答弁がありました。私が危惧するのは一般競争入札を簡単に考えられているのではないかと思います。指名した方が、恣意が、思惑ができるですから 5 社、10 社とか。そういう国は疑われるようなことをしてはならないというのが趣旨です。金額をいくら以上と決めているという事は業界の狭いところで入札するよりも、幅広く一般競争入札することでそのこと自体が競争されていると。

結果論からすれば一般競争入札で 15 社が手を上げて不調になって同じ事に見えるかも知れないけれど、プロセスが違う。100 と 50 の差があるのです。これは業界の書籍とかを勉強されたらすぐにわかります。談合とかになりやすい指名競争入札は。一定の金額以上は一般競争入札に決めて組合としてもその方向に向かって頂きたい。組合長さんの恣意でこことここを選ぶという事をよそではやっているのですから。

今後の事を明確にして頂きたいという事をお願いして 3 回目とします。

○梶村議長

要望だけですか。

○石松議員

答弁お願いします。

○梶村議長

原崎組合長。

○原崎組合長

ご指摘をしっかりと受け止めさせていただきます。繰り返しになりますが、入札の対象となる財産によりまして、業界の幅も違うという事も先ほど申し上げましたが、15社が手をあげて3回やって不調という事は大きく受け止めさせていただきます。

価格の設定に組合としてはできるだけ安い金額で落としていただきたいわけです。これに見合う業界の事情、経済状況等の中でこの特殊車を扱います業界では、これでは見合わないという事で不調になったという事なので、私はそちらの方を重く受け止めさせて頂き、今後工作車を入札に付する場合には価格設定を慎重に審査することが何より重要だと思います。尚かつ金額が大きくなるものにつきましては、事務量は煩雑になりますが、一般競争入札も検討させて頂きたいと思います。

○桝村議員

他に質疑ございますか。 14番、永島議員。

○永島議員

今の答弁を聞きますと、3回の入札後の見積りという事ですが、1回目は15社の指名で13社参加、2回目、3回目は3社で、最後は1社で見積りという結果ですが、入札される前に業者に対して「入札は3回までです。3回で落札者がいない場合は、最低の方と随意契約により見積りを取ります」という説明はされていますか。

それと納期の210日、7か月ありますが、お正月前にできますか。その2点をお願いします。

○桝村議長

中山企画財政係長。

○中山企画財政係長

中山でございます。1点目の質問に回答させていただきます。先ほどおっしゃった入札3回見積りのルールにつきましては、指名通知の際にあらかじめ事業者にお伝えしております。以上です。

○桝村議長

永島消防長。

○永島消防長

消防長の永島でございます。契約締結日の翌日から 210 日という事です、事前に業者からの質疑もありますので、無かったという事は期日までに納車して頂けると思います。

○梶村議長

永島議員。

○永島議員

お願いですが、お正月前に来たら入行式などやって頂いて、全員に披露して頂きたいと思います。これはお願いです。

○梶村議長

他にございますか。 8 番、永山議員。

○永山議員

この工作車は新規購入で、すごく大きいようなので、高さは 3.5m あるので入るかなと思うのですが、どこに駐車されるのか。前の分はどう処分されるのかという事と、火災で逃げ遅れた人や交通事故で車内に閉じ込められた人を救助する目的がある訳ですが、日常的には大きすぎて邪魔になる事があると思いますが、その場合の出動を促す、判断する、この災害に行くべきか、待機させるべきかの判断はどこでされるのか。

最後に機材が載せてありますが、この機材は消防隊員の皆さん全員とまでは言いませんが使いきれるのか、そういうところの技術はどうなっているのか。写真の資料を頂いていますが説明が一つもなかつたのでお願いします。

○梶村議長

永島消防長。

○永島消防長

それではお手元に配布しております救助工作車整備事業の写真資料で説明いたします。裏面の主な資機材という事で、①の電動油圧救助機具は現在油圧式のものがありましてその更新です。

②根切りチェーンソーは普通のチェーンソーはあるのですが、今回の九州北部豪雨で土砂の中に流木が多くあって、非常にこの根切りチェーンソーが土砂の中に直接入れて根が切れるという実績がありまして導入しております。

③水中カメラは現在ある分の更新です。

④の酸素呼吸器は初めての導入です。4 月に三坂トンネルが開通した事を受けまして通常の空気呼吸器では 20 分程度しか活動できませんが、酸素呼吸器ならば長時間活動

できますので、今回導入させて頂いております。

- ⑤の携帯型C A F S 消火システムは、救助工作車はポンプ車ではございませんので水がありません。交通事故救助現場等において火災になることがありますので、単独で活動した時に簡易的なもので消火できるという事で導入しております。
- ⑥ポータブルワインチは現在ロープ等の資機材を組み立てて低所、高所の救助を行っています。この機械がありますと、時間も早く少人数で救助できるという機械で新しく導入しております。

車両の配置でございますが、救助工作車は今配置しております宗像消防署に配置します。車庫については十分に入ります。

現在、資機材につきましては、使えるものは整備して使いたいと思います。福津消防署には先ほど 1 番に説明いたしました油圧式救助機具はおいておりますが、そちらも古くなっています。国が定める消防力の整備指針で福津消防署として救助隊を置きなさいという事になっておりますので、使えるものはこちらに整備して配置したいと考えています。車両の処分については事務局でお願いします。

○桃村議長

中山企画財政係長。

○中山企画財政係長

現行の車両の処分につきましては、新車両導入後に現在も行っていますが、ヤフーのインターネットオークションで売却予定しております。以上です。

○桃村議長

他にございますか。

(なしの声)

○桃村議長

ないようですので、これで質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○桃村議長

討論を終結いたします。これより第 18 号議案について、採決を行います。本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○樋村議長

全員賛成であります。よって、第 18 号議案は原案のとおり可決されました。以上で、本日の議事日程を終了いたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては会議規則第 42 条の規定により議長に委任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○樋村議長

異議なしと認めます。よって、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は終了いたしました。よって、平成 30 年第 1 回臨時会を閉会いたします。